

## 町民の皆さまへ

原発事故による避難から1年6カ月が過ぎました。長期に渡って極限の生活を強いる状況が続いていることを、大変辛苦しく思っております。

さて、富岡町第一次復興計画案が9月26日の富岡町臨時議会で可決され、それに伴い町では「富岡町の帰還に関する宣言」の発動を正式に決定いたしました。

町民の皆さまからは、これまで一日も早い区域再編、低線量地域から順を追っての帰還、早急な除染やインフラ整備など多くのご意見を頂戴しておりますが、今後の区域再編によって、一時帰宅や立ち入り等の方法・手段に違いが出てくるものの、本格的な除染、インフラ復旧、医療・福祉、商店、雇用の確保など、生活環境の整備には長期間の作業と労力が必要となります。このことから、町では今後5年間は帰還できないと判断し、今回の宣言に至りました。

今後、この宣言によって、当町の現状や復旧に向けての課題及び問題点を国に強く発信しながら、同時に賠償を最優先とし、区域再編と除染開始という復興に向けての作業を早急に進めて参りますので、皆さまのご理解とご協力並びにご支援を改めてお願い申し上げます。

富岡町長 遠藤 勝也

## 福島第一原子力発電所事故に伴う

### 富岡町の帰還に関する宣言

福島第一原子力発電所事故の発生から1年6カ月経過した現在においても事故は未だ収束の途上であり、原子力災害は、富岡町民はもとより福島県全域に甚大な損害をもたらしている。

また、当町民は今もなお元の生活に戻れる時期が見通せず、毎日不安な生活を送るなど、極めて厳しい環境下に置かれている。

国においては、町の警戒区域を解除し、避難指示区域を見直すことにより3つの区域に再編のうえ、今後の除染計画やインフラ復旧計画などを明示するとしているが、町民の安全・安心を考えたとき、当町は以下の点について危惧の念を抱いており、これらへの対応策が確保されていない現状においては、早期の帰還は困難であると判断する。

#### 一、除染の効果について

当町の大半が高い線量下にある中、除染については有効な工法が確立されておらず、また、その効果も不透明であること。加えて農地や山林の除染においては計画さえ明らかでないこと。

#### 二、インフラ等の復旧について

当町のインフラ等は甚大な被害を受けており、その調査・計画・復旧整備が長期に渡ることを。

#### 三、農業の再開及び生活環境の整備について

基幹産業である農業の再開が見通せないことをはじめ、産業の創出や雇用の場の確保が困難であるとともに、ライフライン等の復旧や生活に必要な医療機関、文教・福祉施設及び商店などの生活環境が整わないこと。

#### 四、健康に対する不安について

国が帰還の目安とする、年間積算線量20mSvの基準<sup>注</sup>では、住民の健康不安は払拭できず、また、低線量被ばくの影響についても科学的かつ分かりやすい知見が明らかにされていないこと。加えて、当町は3・11東日本大震災以前の放射線量に戻すことを目標としていること。

#### 五、発電所の安全性について

福島第一原子力発電所事故の状況は、各プラントとも冷温停止の状態にあるというものの、現在もトラブルが続いており、また未だに破損箇所の特定が出来ず、今後長期間に渡る使用済み燃料や燃料デブリの取り出しなどの廃炉に向けた工程についても不透明であること。

以上のことから、富岡町は少なくとも今後5年間(福島第一原子力発電所の事故から6年間)は全町民の帰還は困難かつ不可能であるとの判断のもと『避難指示の解除』を行わないことを決定し、「帰還できない」ことを宣言する。

平成24年9月26日 富岡町

国民健康保険・後期高齢者  
医療保険加入者の皆さまへ

現在、医療費については  
診療・調剤等の一部負担金  
が免除となっております  
(入院時食事代や接骨院等  
の療養費を除く)。免除証  
明書を提示できず、窓口で  
3割もしくは1割の一部負  
担金をお支払いになった場  
合は、役場に申請いただく  
ことで還付を受けることが  
できます。

しかし、保険証を提示せ  
ず10割でお支払いになった  
場合の一部負担金は、接骨  
院やあんま・マッサージ等  
の療養費と同じ扱いとな  
り、本来の保険給付割合の  
7割もしくは9割分のみの  
還付となります。

医療機関を受診の際は、  
必ず保険証と免除証明書を  
提示して下さい。  
※還付の対象となるのは保  
険適用となる診療・調剤  
のみです。

岡健康福祉課 国保年金係

富岡町生活支援貸付金  
の返済について

町では、東日本大震災に  
伴い平成23年3月28日から  
平成23年12月末日まで、生  
活支援金の貸付(1人2万  
円)を実施しておりますた  
が、支援金は貸付期日から  
1年以内にご返済いただく  
こととなっております(平  
成24年9月末現在の返済人  
数972人)。

返済方法は、富岡町役場  
郡山事務所出納室へご持参  
いただくか、左記口座にお  
振込みください(振込み手  
数料は自己負担となりま  
す)。

▼口座振込みによる返済  
銀行名 東邦銀行富岡支店  
口座番号 25533  
トニオカマチケイイカソシヤ  
名義人 富岡町会計管理者

※振込みの場合、備考欄に  
「貸付金返済」とご記入く  
ださい。

▼納付書による返済

町指定の金融機関をご  
利用の場合は、納付書  
による返済が可能です  
のでご相談ください(手  
数料は無料です)。

岡出納室

警戒区域からの持ち出し  
車両の再計測・再洗浄について

平成23年3月12日以降に  
警戒区域から持ち出した  
車両について、住民の皆様  
からの要望により、個別に  
再計測・再洗浄を行って  
おります。

なお、檜葉町の区域の見  
直しに伴い、現在Jヴィ  
レッジで実施しております  
持ち出し車両の再計測・再  
洗浄について、平成24年9  
月1日から、毛萱・波倉ス  
クリーニング場に移管いた  
しました。

これにより、その手続き  
方法と会場がこれまでと変  
わりましたので、再計測・  
再洗浄を希望される場合に  
は、左記までご予約くださ  
い。

※毛萱・波倉スクリーニン  
グ場は、福島第二原子力  
発電所に隣接する駐車場  
になります。

▼申込み先

東電環境エンジニアリング(株)

▼予約先電話番号

080-6857-4115

▼受付時間

午前8時30分～  
午後5時30分

▼申込み時にお伝え頂く  
項目

- ・希望日(東電環境で調整  
し、再計測等の時間をお  
知らせいたします)
- ・申込み者の連絡先

岡生活支援課 避難生活支援係

おもいやり駐車場の  
利用について

福島県では、シヨッピン  
グセンターや公共施設など  
にある車いす利用者用駐車  
スペースを、本当に必要と  
している方が利用しやすい  
環境を整備するため、障が  
い者、高齢者、難病患者、  
妊産婦の方などに対して、  
当該駐車場の利用証を発行  
する「おもいやり駐車場利  
用制度」を実施し、併せて  
他県で発行する利用証との  
相互利用を行っています。

これまで、同様の制度を  
実施する26府県間で利用証  
の相互利用を行っておりま  
したが、新たに三重県が加

わり、10月1日から27府県  
の協力施設で利用できるよ  
うになりました。

「おもいやり駐車場利用  
制度」は、皆さまの「おもい  
やり」によって運用される  
制度です。ご協力をお願い  
します。

▼制度導入府県

- 岩手県・山形県・福島県  
茨城県・栃木県・群馬県  
新潟県・福井県・三重県  
京都府・兵庫県・鳥取県  
島根県・岡山県・広島県  
山口県・徳島県・香川県  
愛媛県・高知県・福岡県  
佐賀県・長崎県・熊本県  
大分県・宮崎県・鹿児島県
- 岡健康福祉課 福祉係  
相双保健福祉事務所  
0244-26-1132

県庁 高齢福祉課

0244-521-7197

お詫びと訂正

広報とみおか10月号(No  
600)20ページ、義援金  
の記事の写真説明に誤り  
がありましたので、お詫  
びして訂正いたします。

誤：濱野 健  
品川区長  
正：桑村 正敏  
品川区総務部長



# お知らせ

## 斎場使用料の差額の扱いについて

現在お住まいの避難先で斎場を利用する場合、富岡町で利用する場合より高額の斎場使用料(火葬費用)を支払わざるを得ないケースがあります。

避難中に負担した斎場使用料については、避難先での金額と富岡町での金額の差額が、東京電力の原子力損害賠償の対象となりますので、請求書の「その他」に理由を記入し、領収書等、負担した事実がわかる書類を添付して東京電力へ請求してください。

なお、斎場使用料を負担した時期の請求書に合意してしまっただけでも、斎場使用料の差額は追加請求できません。

詳しくは「東京電力(株)福島原子力補償相談室」へお問合わせください。

フリーダイヤル  
0120-926-404

## 双葉農業普及所から相談窓口開設のお知らせ

双葉農業普及所では、避難されている農家の皆さんのための相談窓口を、毎月県内5カ所で開設しています。

窓口では、相談者の現況をお聞きし、皆さんが必要な情報(農産物・土壌モニタリング結果、原子力災害に対応した農業技術情報、資金・事業の紹介等)をわかりやすく説明いたしますので、お気軽にお越しください。

開設日	場所
11月1日(木)	三春貝山多目的運動公園管理棟(葛尾村役場三春出張所) いわき明星大学 大会会館2階(楡葉町役場いわき出張所)
11月2日(金)	JAあいづ本店3階(JAふたば組合員サポートセンター)
11月8日(木)	郡山市南一丁目応急仮設住宅集会所
11月9日(金)	二本松市北トロミ 平石高田第二工業団地内 (浪江町役場二本松事務所)

## 双葉地方広域消防職員意見発表会開催のお知らせ

第11回双葉地方広域消防職員による意見発表会を、左記の日程で開催いたします。「尊い命」を守るために消防の現場で活動する、若き消防隊員の生の声を聞かせる機会を設けたいと考えています。

### ▼主催

双葉地方広域市町村圏組合  
消防本部

### ▼日時

11月15日(木)  
午後1時30分～3時

### ▼場所

広野町公民館 大会議室

### ▼発表者

消防職員5名

### ▼その他

- ・入場無料
- ・来場される方は、あらかじめ左記問い合わせ先へ人数等をお知らせください。

### ▼問い合わせ先

双葉地方広域市町村圏組合  
消防本部総務課

0240-255-8523

## 「がんばろう Fukushima!」 応援店パワーアッププレゼントフェア

福島県では「がんばろう Fukushima!」応援店パワーアッププレゼントフェアを実施しています。福島県産の農林水産物や加工品を買って、特製おせちや新米などの県産品を当てましょう。

### ▼応募期間

9月28日(金)～  
11月11日(日)

### ▼賞品

- ・1等10本(特製おせち)
- ・2等30本(新米10kg福島県産新品種天のこころ)
- ・3等100本(ふくしま冬野菜詰合わせ)

### ▼応募・問い合わせ先

「がんばろう Fukushima!」応援店「パワーアッププレゼントフェア」事務局  
〒963-0022 郡山市柏山町3番地

0249-619-6630

### ▼応募方法

フェア応援店に設置の応募用紙に、応援店での購入額合計3000円を一口としたレシートを貼付し、封書にて応募してください。

### 応募用紙

「がんばろう Fukushima!」応援店のレシート3,000円分でどんどん応募しよう!

応援店「がんばろう Fukushima!」応援店

パワーアップ  
プレゼントフェア

総額100万円  
合計1,140本

お近くの「がんばろう Fukushima!」応援店で買って食べて飲んで、「ふくしまの恵み」を当てよう!!

【応募期間】平成24年9月28日(金)～11月11日(日)

お正月は、ふくしまのうまいものを家族で食べよう!

1等 10本  
ふくしまの恵み特製おせち

2等 30本  
ふくしまの新米(10kg)  
福島県産新品種天のこころ

3等 100本  
ふくしま冬野菜詰合わせ

4等 1,000本  
ふくしまの福餅セット

●応募方法  
●応募先  
●お問い合わせ

応援店にはこの応募用紙を設置しています

# お知らせ

組織機構の見直しに伴い、公益一時立入り(産業振興課商工係)、個人一時立入り(生活支援課避難生活支援係)が郡山事務所分室から郡山事務所へ移転となりました。

**郡山事務所** 〒963-0201 郡山市大槻町字西ノ宮48-5 FAX 024-961-3441

**1階**

**健康福祉課**

- ・戸籍係
- ・福祉係
- ・健康づくり係
- ・国保年金係
- ・介護保険係

**税務課**

- ・課税係
- ・固定資産係
- ・納税係

**生活環境課**

- ・環境衛生係
- ・消防交通係
- ・原子力事故対策係

**都市整備課**

- ・除染対策係

**出納室**

**2階**

**総務課**

- ・総務係
- ・財政係
- ・管財係

**生活支援課**

- ・住宅支援係
- ・避難生活支援係

**議会事務局**

**企画課**

- ・企画係
- ・情報統計係
- ・まちづくり計画係

**産業振興課**

- ・商工係
- ・農林水産係
- ・賠償対策係

**農業委員会**

**郡山事務所分室**

〒963-0201  
郡山市大槻町字  
反田5-5  
FAX 024-953-6391

**都市整備課**

- ・建設管理係
- ・復旧係

**教育委員会**

〒963-0107  
郡山市安積  
1丁目39-1  
山口薬品ビル内  
(安積行政センター東隣)  
FAX 024-945-0348

**教育総務課**

- ・総務管理係
- ・生涯学習係

**富岡町役場 いわき出張所**

〒970-8026 いわき市平字梅本15  
福島県いわき合同庁舎南分庁舎2階  
FAX 0246-88-1975

**富岡町役場 三春出張所**

〒963-7719  
田村郡三春町貝山字泉沢100-1  
FAX 0247-62-0901

**富岡町役場 大玉出張所**

〒969-1302  
安達郡大玉村玉井字台45-1  
FAX 0243-48-1147

**富岡町役場 代表電話番号：0120-33-6466 (各事務所共通)**

この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。

発行 富岡町 〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5  
TEL: 0120-33-6466 FAX: 024-961-3441  
E-mail: tomioka.machi@gmail.com  
富岡町公式ホームページ【災害版】<http://www.tomioka-town.jp/>  
郡山駅前9番乗場発 新池下団地行き または 大槻行き  
停留所 西の宮停留所